

老発0728第1号

平成28年7月28日

熊本県知事 殿

厚生労働省老健局長

平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について

平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成28年厚生労働省令第133号。以下「特例省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図らねばならない。

## 記

### 1 特例省令の内容

#### (1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算できること。

(2) 当該措置の対象について（第2項関係）

当該措置は、平成28年4月15日から平成29年3月31日までの間に第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

公布の日（平成28年7月28日）

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省 令)

○社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一三二)

○平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(同一三三)

### (告 示)

○電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更に関する件(総務二九一)

○工事担任者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更に関する件(同一九二)

○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件(総務・経済産業三)

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのアフガニスタン・イスラム共和国の加入に関する議定書のアフガニスタン・イスラム共和国による受諾に関する件(外務三〇三)

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件(同三〇四、三〇五)

○円借款の供与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三〇六)

○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのリベリア共和国の加入に関する議定書のリベリア共和国による受諾に関する件(同三〇七)

○ザンビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三〇八)

○コンゴ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコンゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三〇九)

○セントビンセント及びグレナディーン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とセントビンセント及びグレナディーン諸島政府との間の書簡の交換に関する件(同三一〇)

○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件(厚生労働二九九)

○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件(同三〇〇)

○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件(同三〇一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件(同三〇二)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(一)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件(同三〇三)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件(同三〇四)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件(同三〇五)

○肥料を登録した件(農林水産一五〇四)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件(同一五〇五)

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業二一一)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく建築物調査業務の休止に関する件(関東地方整備局二六一)

○大深度地下の公共的使用に関する件(近畿地方整備局一一三三)

○道路に関する件(沖縄総合事務局四〇、四一)

(国会事項) 八

(人事異動) 八

外務省 八

(官庁報告) 九

官庁事項 九

法 務 九

公証人任免(法務省) 九

勞 働 九

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省) 九

(公 告) 九

諸事項 九

官庁 九

第三者所有物の没収、財団、司法書士懲戒処分、鉱業法第一四二条の規定、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係 九

裁判所 九

相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係 九

会社その他 九

○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件(同三〇一)

○道路に関する件(沖縄総合事務局四〇、四一)

○道路に関する件(沖縄総合事務局四〇、四一)

省令

○厚生労働省令第百三十二号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百四十五号）の施行に伴い、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。  
第三条第六号の表に次のように加える。

八	社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定（以下「インド協定」という。）	収入を理由にインド年金制度（インド協定第二条2に規定する法律及び規則に基づく制度をいう。以下同じ。）に加入できない者にあつては、その旨
---	---	---

第七条第七号の表に次のように加える。

八	インド協定	収入を理由にインド年金制度に加入できない者にあつては、その旨
---	-------	--------------------------------

この省令は、社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○厚生労働省令第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成二十八年熊本地震に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令

1 平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間をいい、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第二条の規定による改正前の規則（以下この項において「旧規則」という。）第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間を含む。次項において同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間をいい、旧規則第五十二条第一項に規定する要支援認定有効期間を含む。次項において同じ。）に係る次の表の上欄に掲げる規則及び旧規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

規則第三十八条第二項（規則第四十一条第二項を含む。）及び旧規則第三十八条第二項（旧規則第四十一条第二項を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第三十八条第二項（規則第四十一条第二項を含む。）及び旧規則第三十八条第二項（旧規則第四十一条第二項を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得る期間
規則第五十二条第一項（規則第五十五条第二項を含む。）及び旧規則第五十二条第一項（旧規則第五十五条第二項を含む。）	と第二号に掲げる期間	及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間
規則第五十二条第二項（規則第五十五条第二項を含む。）及び旧規則第五十二条第二項（旧規則第五十五条第二項を含む。）	の期間	の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得る期間

2 前項の規定は、平成二十八年四月十五日から平成二十九年三月三十一日までの間に同項の規定の適用がないとしたらば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第百九十一号

電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定試験機関として指定した一般財団法人日本データ通信協会から、電気通信主任技術者試験の実施に関する事務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年七月二十八日

総務大臣 山本 早苗

事務所の名称	事務所の所在地	廃止日
一般財団法人日本データ通信協会	長野県長野市妻科四百二十一	平成二十七年十月一日
一般財団法人日本データ通信協会	熊本県熊本市中央区紺屋町二一二十三	